

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(定義) 第2条 省略 (1) } > } 省略 (5) } (6) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、不作為、<u>経済的な不利益を生じさせる等の行為</u>をすることをいう。 (7) 省略 (基本理念) 第3条 省略 <u>2 障害者に対する差別をなくすための取組は、障害者が自ら意思を決定することを尊重することを原則とし、意思決定に必要な可能な限りの支援のもと行わなければならない。</u> 3 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。 4 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。 (教育) 第12条 省略</p>	<p>(定義) 第2条 省略 (1) } > } 省略 (5) } (6) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、不作為等の行為をすることをいう。 (7) 省略 (基本理念) 第3条 省略 2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。 3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。 (教育) 第12条 省略</p>	<p>例示の追加</p> <p>新規</p> <p>項の繰下げ</p> <p>項の繰下げ</p>

改正条例	現行条例	備考
<p>2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講じ、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。</p> <p>付 則（令和 年 月 日条例第 号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。 （検討）</p> <p>2 市長は、この条例の3年後を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（以下「条例」という。）の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。</p>	<p>軽微な文言修正</p> <p>新規</p> <p>新規</p>